

2025年12月25日 全9頁

2026年度税制改正大綱解説

給付付き税額控除導入を含めた所得税の抜本的改革が必要

金融調査部 研究員 平石 隆太
主任研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 自由民主党・日本維新の会は2025年12月19日に2026年度税制改正大綱を決定した。事前に国民民主党とも合意しているため、年明けの通常国会にて税制改正関連法が成立する見通しであり、大綱の内容に沿った税制改正が実施されると見込まれる。
- いわゆる「年収の壁」への対応では、課税最低限が178万円に引き上げられる。内訳は、基礎控除の最大控除額が「95万円→104万円」、給与所得控除の最低保障額が「65万円→74万円」となる。基礎控除104万円が適用される年収の閾値は約665万円となり、その金額の前後では手取りの「逆転現象」が生じる。大綱の税制は「暫定的な姿」として、給付付き税額控除導入に向けた所得税の抜本的改革を実施すべきである。
- 租税特別措置の見直しとして、賃上げ促進税制や研究開発税制のメリハリの明確化が実施される。賃上げ促進税制は2025年度末に大企業が対象外となり数百億円程度、2026年度末に中堅企業が対象外となると5,000~6,000億円程度の税収増となる。
- 復興特別所得税を1%pt引き下げた上で、1%の付加税である防衛特別所得税が2027年より適用される。また、高校生の扶養控除は当面、現行制度が維持される。児童手当の高校生年代までの拡充や高校無償化の実施を踏まえて、支援のあり方を再考すべきだろう。

1. 税制改正大綱の公表

2025年12月19日、自由民主党（以下、自民党）・日本維新の会は「令和8年度税制改正大綱¹」（以下、大綱。なお、本稿では年号表記は西暦で統一する。）を決定した。大綱に示された主な改正項目一覧は次ページ図表1の通りである。

¹ 自由民主党・日本維新の会「[令和8年度税制改正大綱](#)」（2025年12月19日）

図表 1 : 大綱に示された主な改正項目一覧

項目	概要	実施時期	
個人所得課税	課税最低限の引上げ	所得税の基礎控除・給与所得控除の最低保障額をそれぞれ 4 万円引き上げる。基礎控除の特例上乗せ分を引き上げ、給与所得控除の最低保障額に特例を創設し、課税最低限を 178 万円とする。	2026 年分の所得税、2027 年度分の個人住民税より実施（2026 年分は年末調整で対応）
	ひとり親控除	所得税の控除額を「35 万円→38 万円」、個人住民税の控除額を「30 万円→33 万円」に引き上げる。	2027 年分の所得税、2028 年度分の個人住民税より実施
	住宅ローン控除	適用期限を「2025 年末→2030 年末」に延長する。中古住宅について、借入限度額を増額・控除期間を 10 年→13 年に延長・床面積要件を 40 ㎡以上に緩和など拡充する。	2026 年～2030 年入居分の住宅ローンについて実施
	NISA を未成年に解禁	NISA の年齢制限を撤廃し、つみたて投資枠に限り未成年でも取引可能とする。	2027 年より実施
	暗号資産取引	暗号資産取引で得た譲渡所得について、20%（所得税 15%、個人住民税 5%）の申告分離課税を導入する。	金融商品取引法の改正法の施行の翌年より実施
	生命保険料控除	一般生命保険料の所得税の控除限度額を、子育て世帯に限り「4 万円→6 万円」に引き上げる措置を 2027 年分所得税も適用する。	2027 年分の所得税にて実施
	ミニマムタックス	基準所得金額を「3.3 億円超→1.65 億円超」とし、税率を「22.5%→30%」に引き上げる。	2027 年分の所得税より実施
	ふるさと納税	個人住民税の控除額に 193 万円の上限（所得 1 億円相当）を設定する。	2027 年の寄付より実施
資産課税	防衛特別所得税	所得税額の 1%の防衛特別所得税（仮称）を導入。同時に、復興特別所得税を所得税額「2.1%→1.1%」に引き下げ、終了時期を 2037 年末→2047 年末に延長する。	2027 年分の所得税より実施
	教育資金一括贈与	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置について、2026 年 3 月 31 日の期限を延長せずに終了する。	2026 年 3 月 31 日までの一括贈与で終了
	事業承継税制	法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限を、2027 年 9 月末に 1 年半延長する。	提出期限を 2027 年 9 月末に
法人課税	不動産の相続評価	課税時期前 5 年以内に取得した貸付用不動産は、時価で評価する。一定の不動産小口化商品は取得の時期にかかわらず、時価で評価する。	2027 年 1 月 1 日以降の相続等より実施
	設備投資減税	生産性向上の要件を満たし経済産業大臣の確認を受けた 35 億円以上（中小企業は 5 億円以上）の設備投資について、即時償却を適用または投資額の 7%を税額控除できる。	産業競争力強化法の改正後に実施
	研究開発税制	産業技術力強化法の認定を受けた AI・量子・半導体等の「特定重点研究開発」に係る試験研究費の 40%を税額控除できる。	産業技術力強化法の改正後に実施
海外との電子商取引（越境 EC）	賃上げ促進税制	大企業への適用は 2025 年度末までとする。中堅企業は、2026 年度について賃上げ率等の要件を厳格化した上で、同年度末までの適用とする。	2025 年度末より順次実施
	海外との電子商取引（越境 EC）	税抜 1 万円以下で、通信販売によって海外から国内に発送される取引を、消費税の対象とする。	2028 年 4 月 1 日より実施

(出所) 大綱より大和総研作成

以下、本稿では、政治的な課題となった「所得税の課税最低限」、「租税特別措置の見直し・適正化（賃上げ促進税制）」、「防衛増税」、「高校生の扶養控除」について取り上げる。「所得税の課税最低限の引上げ」は国民民主党からの要望、「租税特別措置の見直し・適正化」は日本維新の会が求めた事項である。「防衛増税」と「高校生の扶養控除」は岸田政権下の税制改正で決定あるいは方針が示されたものの、野党の反対や与党内にも慎重論があったことから法制化が見送られてきた項目である。

2. 所得税の基礎控除等の引上げ

いわゆる「年収の壁」をめぐる経緯

課税最低限とは、所得税（または住民税）が課税される収入の下限のことである²。所得税の課税最低限は「基礎控除の最高額+給与所得控除の最低保障額」によって算出される³。2024年時点では、課税最低限が103万円（基礎控除の最高額48万円+給与所得控除の最低保障額55万円）であったため、「103万円の壁」として脚光を浴びた。2025年度税制改正では、基礎控除の最高額が95万円（給与収入200.4万円未満の場合）、給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、課税最低限が160万円となった。

国民民主党はかねて最低賃金の上昇率に基づいた、課税最低限の178万円への引上げを主張していた。2024年12月に、自民党・公明党・国民民主党の3党は「いわゆる『103万円の壁』は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年（筆者注：2025年）から引き上げる」と合意した⁴。しかし、2025年度税制改正において課税最低限が178万円に達しなかったことを受け、2026年度税制改正をめぐる議論でも自民党と国民民主党による協議が実施された。

課税最低限は178万円に

2025年12月の自民党・国民民主党の合意により、大綱では課税最低限が178万円へ引き上げられた。内訳は、「基礎控除の最高額104万円+給与所得控除の最低保障額74万円」である。

給与所得控除の改正は最低保障額の65万円から74万円への引上げのみであり、年収220万円超の計算式は変更されない。結果として、減税効果が及ぶのは年収220万円以下の者に限られる。なお、引上げ分9万円のうち、4万円は恒久的な引上げであり、5万円分は2026年および2027年に限った時限措置とされている。また、給与所得控除は所得税と住民税で共通しているため、住民税を計算する際の最低保障額も9万円引き上げられる。

² 所得税の課税最低限の詳細は、平石隆太・是枝俊悟「[『年収の壁』とされる課税最低限の引上げはどのように行うべきか](#)」（大和総研レポート、2025年12月2日）を参照。

³ 社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除等の所得控除によっても課税最低限が変化するが、これらの有無や金額は場合によってそれぞれ異なるため考慮しない。

⁴ 2024年12月11日の自由民主党・公明党・国民民主党の3党幹事長合意文書による。

図表 2 : 大綱で示された給与所得控除の控除額（速算表）

収入金額	給与所得控除額	
	現行制度（2025年分）	改正案（2026年分）
190万円以下	65万円（最低保障額）	74万円（最低保障額）
190万円超 220万円以下	収入金額 × 30% + 8万円	
220万円超 360万円以下		収入金額 × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円	

（注）給与収入 660 万円未満の場合は、所得税法別表第 5 によって計算するため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じることとなると考えられる。

（出所）法令、大綱より大和総研作成

一方、基礎控除は、最大の控除額が 95 万円から 104 万円に引き上げられ、適用範囲が給与収入約 665 万円まで拡大される。また、現行の所得税法で本則とされる 58 万円の控除額は、4 万円引き上げられるため、給与収入約 666 万円～850 万円に適用される控除額は 63 万円から 67 万円に、給与収入 850 万円～2, 545 万円に適用される控除額は 58 万円から 62 万円になる。

今回の基礎控除の引上げは所得税のみであり、住民税の基礎控除は現行の最大 43 万円が維持される。また、上記の給与所得控除および基礎控除の改正は、2026 年分所得税においては年末調整で対応され、月次の源泉徴収での対応は 2027 年 1 月より開始される。

図表 3 : 大綱で示された基礎控除の控除額

本人の所得		所得税の基礎控除額	
合計所得金額	給与収入のみの場合の年収（注）	現行制度（2025年分）	改正案（2026年分）
132万円以下	200.4万円未満	95万円	104万円
132万円超 336万円以下	200.4万円以上 475.2万円未満	88万円	
～489万円以下	～約665.5万円	68万円	
～655万円以下	～850万円以下	63万円	67万円
～2,350万円以下	～2,545万円以下	58万円	62万円
～2,400万円以下	～2,595万円以下	48万円	48万円
～2,450万円以下	～2,645万円以下	32万円	32万円
～2,500万円以下	～2,695万円以下	16万円	16万円
2,500万円超	2,695万円超	なし	

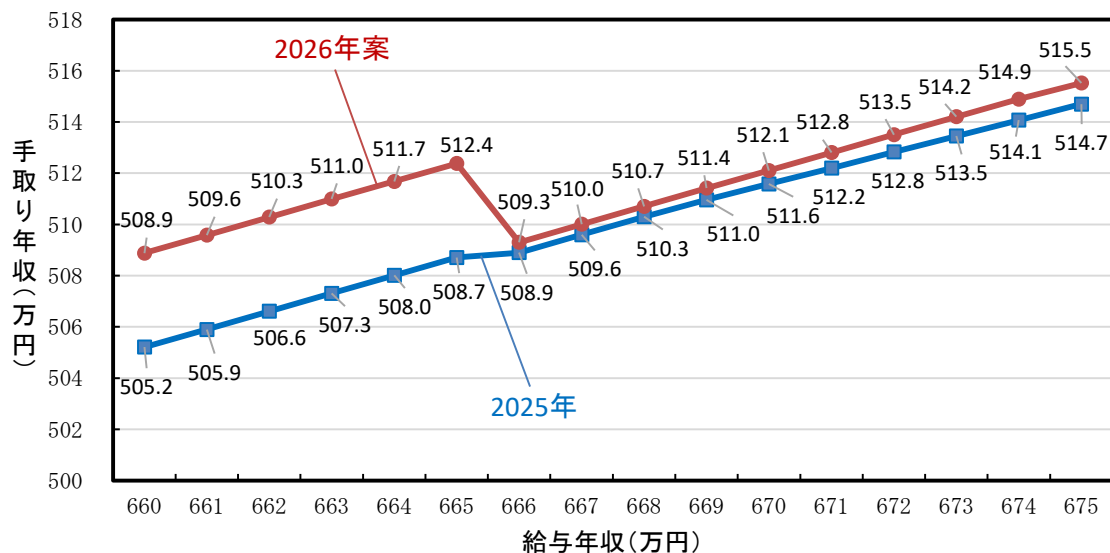
（出所）法令、大綱より大和総研作成

控除額の段差で手取りの「逆転現象」が発生

今回の改正では、年収約 665 万円を境に基礎控除が 104 万円から 67 万円に大きく減少する。この控除額の減少によって、年収 666 万円～670 万円の範囲で年収 665 万円よりも手取り額が少なくなる「逆転現象」が生じることになる（図表 4）。

約 106 万円や 130 万円が閾値となる「社会保険の壁」とは異なり、年収 665 万円付近の者が就業調整を行うのは現実的ではない。ただ、年収 665 万円を少し超える者に不公平感をもたらしかねない制度設計は望ましくないといえるだろう。

図表 4：年収 665 万円付近の手取り額の試算



(注) 単身で税制上の扶養親族がない者を想定。社会保険は協会けんぽに加入しており、介護保険料の支払いは発生していないものとしている。

(出所) 法令、大綱より大和総研作成

給付付き税額控除導入などの抜本改革が必要

そもそも、所得控除による減税額は「控除額×所得税率」で計算されるため、控除額が一律であれば、所得税率が高くなる高所得者ほど減税額が大きくなるという問題がある。高所得者への減税額を抑制するために所得に応じて控除額が逡減する仕組みにすると、上述の通り閾値周辺で手取りの逆転現象が生じる可能性がある。所得控除の改正による負担調整では、これらの問題を回避するのは難しい。

一方で、税額控除によって負担調整を行えば、高所得者ほど減税額が大きくなる問題を避けることができ、所得の増加に応じたなだらかな減税額の調整も可能である。さらに、税額控除額を所得税額から控除しきれない者に差額の給付を行う「給付付き税額控除」とすれば、より低所得の者への支援を手厚くできる。

手取りの逆転現象が生じていること等を踏まえて、今回の基礎控除等の制度設計については現下の物価高騰に対する経済対策を実施するための「暫定的な姿」と位置付け、早急に所得税の抜本的な改革を行うべきと考える。自民党と国民民主党の合意書⁵に「所得税の人的控除のあり方について、給付付き税額控除など新たな制度の導入を念頭に、3年以内に抜本的な見直

⁵ [「年収の壁」178万円まで引き上げで合意高市総裁「強い経済構築の観点から最終的に判断」 | お知らせ | ニュース | 自由民主党](#) (2025年12月18日)

しを行う」と記載されているため、給付付き税額控除の導入などについて与野党横断での議論が始まると予想される⁶。高市首相が立ち上げを表明している給付付き税額控除を含む税と社会保障の一体改革に係る国民会議⁷において、建設的な議論がなされることに期待したい。

3. 租税特別措置の見直し・適正化

租税特別措置に対する考え方

日本維新の会は法人向けの租税特別措置について、補助金に近い性質があるとして見直しを求めており、自民党と日本維新の会の連立政権合意書⁸に「租税特別措置及び高額補助金について総点検を行い、政策効果の低いものは廃止する」と盛り込まれた。

連立政権合意書の内容を踏まえて、大綱では「現在ある租税特別措置等については、ゼロベースで見直すことを基本とし、毎年度、期限が到来する措置を中心に、実態を検証した上で、政策効果が低いものは廃止すべきである。さらに、適用状況等によっては期限前であっても、必要に応じ見直しを行うことが重要である。」（大綱 pp. 9-10）との考え方が示された。

「ゼロベースで見直す」といった文言は目新しい表現ではない一方、「期限前であっても見直す」考えは前年度の大綱では示されておらず、高市政権による新たな方針であると読み取れる。実際に、賃上げ促進税制では期限が到来していない規定についても改正が加えられた。

賃上げ促進税制の改正

大綱では、賃上げ促進税制について、大企業⁹向けの措置を2025年度末（2026年3月末）で廃止することが示された。加えて、中堅企業¹⁰向け措置は、2026年度の要件を厳しくした上で、2026年度末（2027年3月末）で廃止される。

日本維新の会はかねて租税特別措置の見直しによって、高校無償化やガソリン暫定税率廃止の財源を捻出する考えを示していた¹¹。高校無償化は4,000億円～6,000億円程度¹²、ガソリンと軽油の暫定税率廃止は国税と地方税を合わせて1.5兆円程度¹³の減収が見込まれている。

⁶ 自由民主党・日本維新の会「[連立政権合意書](#)」（2025年10月20日）においても、給付付き税額控除の制度設計を早急に進める旨が記載されている。

⁷ [令和7年12月17日 高市内閣総理大臣記者会見 | 総理の演説・記者会見など | 首相官邸ホームページ](#)

⁸ 自由民主党・日本維新の会「[連立政権合意書](#)」（2025年10月20日）

⁹ 資本金1億円超かつ従業員数2,000人超の企業。

¹⁰ 資本金1億円超かつ従業員数2,000人以下の企業。なお、この要件を満たす企業のうち、当該企業が発行済株式数の50%超を保有している企業と合わせて総従業員数が1万人超の場合には、中堅企業ではなく大企業とされる。

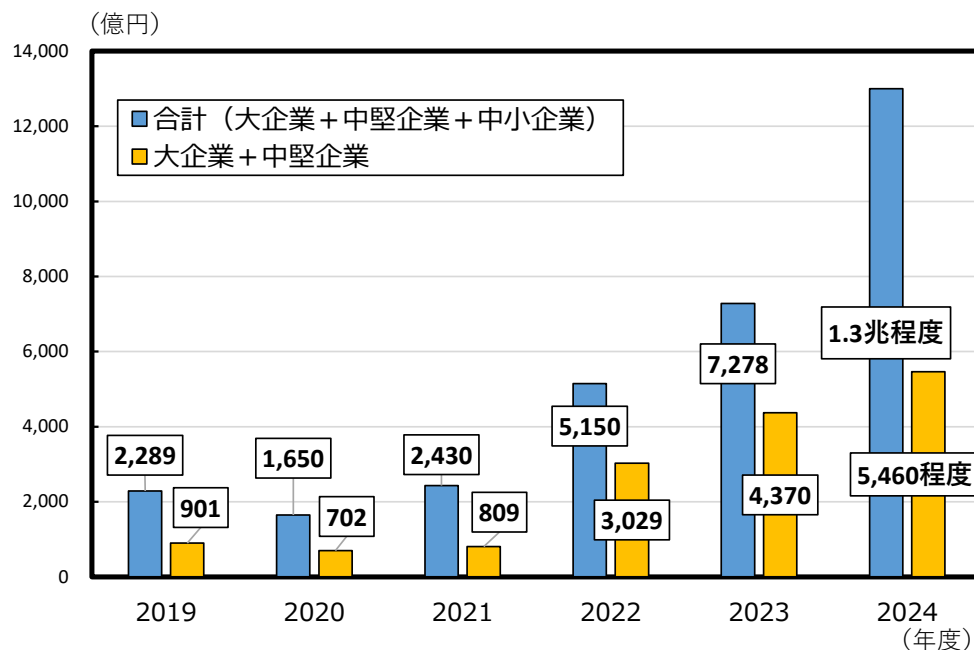
¹¹ 日本経済新聞 電子版「賃上げ・研究開発税制の改廃、自民・維新の懸案に 高校無償化財源」（2025年10月3日）

¹² 前掲脚注11、毎日新聞デジタル「教育無償化7000億円 財源は難航 見通せぬ『責任ある積極財政』」（2025年12月18日）を参照。

¹³ 日本経済新聞 電子版「ガソリン旧暫定税率の年内廃止、与野党が合意 自民『財源確保が前提』」（2025年7月30日）

中堅企業・大企業における賃上げ促進税制の適用額を見ると、2023年度は4,370億円である。2024年度からは、大企業と中堅企業で制度が細分化されている。財務省の試算によると、2024年度の適用額は大企業が310億円程度、中堅企業が5,150億円程度、計5,460億円程度とされている。大企業を対象外とするだけでは数百億円程度の増収にとどまるが、中堅企業まで対象外とすると5,000~6,000億円の増収となり、高校無償化に必要な財源を確保できる可能性がある。ただ、ガソリン暫定税率の廃止の財源を確保するには足りず、租税特別措置の見直し以外の手法による財源の確保も必要になるだろう¹⁴。

図表5：賃上げ促進税制の適用額の推移



(注1) 2024年度については、財務省による推計値（下記、税制のEBPMに関する専門家会合資料）。

(注2) 図表中の「大企業＋中堅企業」の区分は、2023年度以前の実績を2024年度以後の区分にあてはめたもの。

(出所) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（2023年度まで）および第1回税制のEBPMに関する専門家会合【証1-4】「財務省説明資料」（2024年6月28日）p.53より大和総研作成

4. 前年度以前から積み残されていた課題

防衛特別所得税の施行時期が決定

大綱では、防衛増税（防衛力強化に係る財源確保のための税制措置）として改正が予定されていた法人税・所得税・たばこ税のうち、唯一、施行時期が定められていなかった所得税について、2027年から実施すると示された。2023年度税制改正大綱¹⁵で示されていた通り、その年の所得税額の1%の新たな付加税が課される（大綱では「防衛特別所得税（仮称）」との名称となっている）。併せて、復興特別所得税の税率を1%pt引き下げ、2.1%から1.1%とし、課税

¹⁴ 大綱（p.30）では、賃上げ促進税制の見直し、ミニマムタックスの見直し、教育資金一括贈与の廃止によって、約1.2兆円の財源が確保される旨が記載されているが、1.5兆円には及ばない。

¹⁵ 自由民主党・公明党「令和5年度税制改正大綱」（2022年12月16日）

期間の終了時期を現行の 2037 年末から 2047 年末に延長する。

防衛増税は、2022 年の戦略三文書（国家安全保障戦略・国家防衛戦略・防衛力整備計画）の改定によって定められた防衛力の抜本的強化のための財源確保を目的として講じられた。高市首相は、防衛力の更なる強化に向けて 2026 年中の戦略三文書改定の方針を示しており¹⁶、新たな財源確保が必要になると予想される。戦略三文書の次なる改定の前に、すでに定められた防衛増税の施行時期を確定させたことは評価できる。

図表 6：防衛増税の概要

法人税	法人税額から500万円を控除した上で、税率4%の新たな付加税を課す。法人実効税率としては約1%ptの引上げ。2026年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。
所得税	所得税額の1%の新たな付加税を課す。復興特別所得税は2.1%→1.1%に引き下げる。2027年から適用する。
たばこ税	国のたばこ税率を3段階で、2027年4月、2028年4月、2029年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

（出所）法令、大綱より大和総研作成

高校生の扶養控除は当面維持する方針に転換

2024 年度税制改正大綱¹⁷では、高校生年代の扶養控除について、所得税の控除額を 38 万円から 25 万円、住民税の控除額を 33 万円から 12 万円に縮小（現行の一般部分に代えて、かつての高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分を復元）する方針が示されていた。縮小の背景には、2024 年 10 月から実施されている児童手当の拡充がある。

2024 年 10 月より、児童手当の支給期間が高校生年代まで延長され¹⁸、所得制限が撤廃されている。15 歳以下が対象となる年少扶養控除は、2010 年度税制改正において児童手当（当時の名称は「子ども手当」）の代替財源として撤廃された。児童手当の高校生年代への拡充に伴って、中学生以下との取扱いのバランスを取る趣旨から高校生年代の扶養控除縮小が提起された。なお、扶養控除が縮小された場合の年間増税額は、所得税が最高税率の 45% の場合でも年間の児童手当支給額 12 万円（第 3 子以降でない場合）を下回り、手取りの減少は生じない¹⁹。

自民党と国民民主党の合意書²⁰では、当面、高校生の扶養控除を縮小せず維持する方針が示された。子ども・子育てへの支援を進める中で増税方向の改正となるため、世論の反発に配慮したものと考えられる。

扶養控除は所得控除であるため、所得によって減税額が異なり、所得が多いほど減税額が大

¹⁶ 前掲脚注 7 を参照。

¹⁷ 自由民主党・公明党「令和 6 年度税制改正大綱」（2023 年 12 月 14 日）

¹⁸ 高校生年代には 1 人あたり月額 1 万円（第 3 子以降は 3 万円）が支給されている。

¹⁹ 詳細は、是枝俊悟「2024 年度税制改正大綱解説」（2023 年 12 月 25 日）を参照。

²⁰ 前掲脚注 5 の 2025 年 12 月の合意。

きくなる性質を持つ。子育て世帯に対して公平な支援を実施するのであれば、扶養控除を定額給付である児童手当に振り替えるのが一案である²¹。また、高校生年代に対する支援として、2026年度には私立高校も含む高校無償化の所得制限撤廃も予定されている。他の年代とのバランスを考慮して、支援のあり方を再考する必要があるだろう。

5. 今後の展望

2025年度税制改正に続き、2026年度税制改正も少数与党の下で行われることを踏まえて、自民党は事前に国民民主党と協議を行った。2025年12月18日に両党は合意に至り²²、①所得税の課税最低限の178万円への引上げ、②給付付き税額控除の導入を念頭においた所得税の抜本的な見直し、③高校生の扶養控除の当面の維持、④大胆な設備投資減税の導入、⑤自動車税・軽自動車税の環境性能割の廃止、が合意事項として確認された。

今後の成立見通しについては、前年と異なる展開が予想される。2025年度税制改正では、与党税制改正大綱の公表時点で当時の野党と合意できなかったため、通常国会において税制改正関連法案が修正され、与党大綱の内容と一部異なる税制改正が行われた。一方、2026年度税制改正においては、自民党・国民民主党の合意書に「令和8年度税制改正法案及び令和8年度予算について年度内の早期に成立させる」との文言が盛り込まれているため、国民民主党が法案に賛成すると見込まれる。与党と国民民主党を合わせれば、衆参両院で過半数となるため、今回の税制改正は、大綱の内容に基づいた法案が年明けの通常国会で成立するという例年通りのスケジュールで進行するだろう²³。

【以上】

²¹ 仮に、高校生年代への支援の総額として児童手当と扶養控除相当の両方が必要だととしても、扶養控除の廃止・縮小によって得られた財源を、高校生年代に係る児童手当の一律の増額に充てる方がより公平である。

²² 前掲脚注5。

²³ なお、公明党は大綱の内容について、通常国会で修正を求める方針である。（[与党税制大綱が決定 高校生年代 扶養控除を維持 | ニュース | 公明党](#)）